

Title	会計統一化政策
Author(s)	中村, 宣一郎
Citation	大阪大学, 1977, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/31996
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について <a>〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

【 2 】

氏名・(本籍)	なかむらのぶいちろう 中村宣一郎
学位の種類	経済学博士
学位記番号	第 4018 号
学位授与の日付	昭和 52 年 6 月 29 日
学位授与の要件	学位規則第 5 条第 2 項該当
学位論文題目	会計統一化政策
論文審査委員	(主査) 教授 木内 佳市 (副査) 教授 高田 馨 教授 宮本 匡章

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、フランス会計統一化政策を取上げ、それを原理面と社会経済面の両視角から体系的に整理して重要な意義を有するとみられる問題を取出し、それについて事実発見と理論的考察を行うことによつて公共会計政策体系としての会計統一化政策の解明とフランス的特徴の指摘とを同時に行い、フランス会計統一化政策に対して一定の評価を与えることを試みたものである。

今日会計の社会的意義が増大し、広範囲の利害関係者に対して会計情報の伝達が行われているが、その場合重要なことは同一経済事象の会計処理について代替の方法がある場合そのうちで最も妥当な方法を 1 企業内でも企業間でも可能な限り統一的に適用するという統一性の要請が満たされ、会計情報が可及的に同質化されていることである。いうまでもなく経済事象の会計処理についてより妥当な方法が見出されるならば、それまでの会計方法は自然に廃れて新しい方法が慣習として一般に普及する結果、1 企業内はいうに及ばず企業間でも同一経済事象の会計処理について同一の方法が適用され、統一性の要請が自ずから満たされるとも考えられる。しかしこの場合には古い方法と新しい方法とが共に一般に公正妥当なものに見なされ、これら代替の方法の中から経営者や会計担当者の判断によつて妥当とされるものが選択適用される。このように会計方法の決定には会計慣習からの選択という一定の枠が嵌められるとはいえ、それが自由企業制度の下でその経済活動や利害関係が複雑化した企業の経営者や会計担当者の判断に委ねられ、しかも政策的考慮のために歪められる危険性さえあるとすれば、会計情報には客観性がないとの批判がみられるのも当然であろう。そこで会計から恣意性を排除し可能な限り客観性をもたせて会計情報の同質化を図るために、会計規範としての健全な会計慣習に依拠するだけでなく、それをもとに会計方法の選択範囲を合理的・可及的に縮小し同一経済事象の

会計処理について可能な限り同一の会計方法が統一的に適用されるようにするための働きかけが企業のレベルをこえた公共の立場から行われるようになる。これを会計統一化政策と規定し、今日の公共会計政策体系の中心をなすものと見なし、大恐慌を経験した先進資本主義国で経済活動に対する政府の行政的介入が行われ企業に対する直接・間接の統制が加えられるようになって成立したものであることを明らかにした。

フランスでは第2次大戦後逸早く経済計画の担当機関が設置され国民経済の相当部分に対する政府の行政的介入が成功裡に進められるとともに、会計の社会的意義が増大し広範囲の利害関係者からの適正な会計情報の要求が強まり、こうした事情を背景にして、事実としての慣習に止まっていた会計規範を理論的に整序しその論理性と規範性を強化して一般的会計指針の形にまとめるとともに業種別会計指針を通してその合理的適用を進めることによって会計統一化政策が推進されてきたが、その場合統一化の範囲には用語・様式など会計の形式面だけでなく分類・評価など実質面も含まれ、しかも政策形態としては政府機関を政策推進主体にして会計の目的や実施状況を等しくする場合には可能な限り同一の合理的方法が適用されるように誘導するところの合理性と統一性の強化された指示的統一化政策と呼ばれるものが採用されたことを明らかにした。フランスで指示的統一化政策が採用された所以は、会計慣習の蓄積の少なさ、会計専門家の社会的地位の低さ等の事実の存在もさることながら、混合経済体制が確立し経済機構が複雑化の度を強め、会計が個別企業の経営面だけでなく国民経済の運営面にも役立つ情報の提供を求められるにいたったという会計に対する社会的要請の変化にあるとした。このフランス会計統一化政策の原理面で特に注目し値するのは会計統一化政策の主体・手段・目標等公共会計政策としての立体的構造にあると考えられるので、会計統一化政策を一元的に推進する国家会計審議会の機構と機能、会計的次元に属する技術的目標と会計をして公共の利益に役立たしめるといふ社会的目標の2つから成る目標概念、一般的会計指針と会計監査の2つから成る手段等を順次取上げ詳細に検討した。そして会計統一化政策がフランスで実際に運営された結果、会計情報公開、企業課税、国民所得計算、労働者利潤参加、経済の国際化等社会経済の諸局面においてもそれ相当の政策効果を現わしたものと考えられるので、その実態を詳細に分析し、そこに見られる会計統一化政策との関連性を指摘した。以上のように、フランスの会計統一化政策は一般的会計指針に会計一般の基準としての指導原理性をもたせてあらゆる分野での会計を統一化しようとするものであり、公共会計政策としての整合性を有するものであることを明らかにしたのである。

論文の審査結果の要旨

本論文はフランスの会計統一化政策を理論的視点と社会経済的視点の両面から体系的に整理して、1つの公共会計政策体系として説明したものである。豊富な文献・資料を駆使して、会計学に理論と政策の峻別を求め、会計政策論のあり方を示唆しており、この分野の研究水準の向上に貢献すること大である。従ってこの業績は経済学博士の学位に十分値するものと判定する。